

令和3年3月26日
令和2年度第4回理事会決定

令和3年度 事業計画

I. 協会経営全般

令和2年度から引き続くコロナ禍の影響により先行きの見通しは不透明であるが、マリナー界に関しては売り上げや利用が増えている面もあり、令和3年度の収入は、協会の安定的経営が行える水準を計画する。

一方、会員の減少に歯止めがかからず厳しい状況が続いているが、協会活動の充実並びに新規分野の会員勧誘により新規会員の確保を目指すとともに、安定的な収支見込みのもと、関連団体との連携も強化して協会活動の活発化を図る。

II. 会員事業の推進

1. マリーンウィークの開催

マリーンウィークは当協会発足時から継続実施している事業であり、会員主体事業の一環として当協会が主催し、マリン関連団体の協賛を得て実施している。この事業を活用して海洋レクリエーション振興を図ることとするが、コロナ禍に対する国や地方の施策、活動のガイドラインを十分踏まえ、全国各地の会員マリナー等が、コロナに強い特性を活かしたイベント等を企画し、例年通り5月から10月の期間に新型コロナウイルス感染症の状況に見ながら『マリーンウィーク 2021』を実施する。

協会支部委員会等においてコロナ禍でのイベントのあり方、開催方法等を検討の上、関連団体の活動とも連携して開催する。

2. 優良マリナーの認定等

令和3年度も継続して、優良マリナー認定申請の受付と認定を行う。災害支援やバリアフリー対応の充実等の公的支援、安全性の向上、並びに顧客満足度の向上等が求められていることに鑑み、認定審査基準の客観性の向上を図る。また、優良マリナー制度が関係者に広く認知されるよう、関係団体への協力も求めて周知徹底の広報活動を積極化させる。

3. 支部活動等の活性化

1) 支部長会議の開催

コロナ禍により支部間の情報の交換や共有に滞りが生じていることに鑑み、支部長会議の開催方法を検討し、会員が主体となる事業の方向性について検討するとともに、会員数の減少等により支部が未結成の地域の参考となる情報の提供を行う。

2) 21世紀マリナーの会の開催

マリナーを取り巻く様々な課題に関して会員間の情報、意見交換を行うため、「21

世紀マリーナの会」を開催し、共通課題について今後の方策を検討する。

3) 中期ビジョンの策定

コロナ禍で頓挫している中期ビジョン検討委員会について、オンラインでの開催により再開し、50周年を目標に中期ビジョンをとりまとめる。

4. 講習会、研究会の開催

1) マリーナ安全管理者養成講習会

マリーナ管理の実務者を対象に、安全管理者養成講習会を冬季に1回実施する。講習内容は、時代に対応するようなテーマを検討し、マリーナ及び顧客の安全向上に資するものとする。

また、平成3年に作成した「マリーナ安全管理者養成講習会教本」（平成6年改訂）をアップデートして抜本改訂する。

2) プレジャーボート対策研究会

准会員等港湾管理者や地方自治体の職員を主たる対象とするプレジャーボート対策研究会をオンライン開催も検討しつつ、年1~2回開催する。従来、放置艇対策に関する講習が中心であったが、施策の進展に伴い、対策の円滑な実施に向けた意見交換や情報共有を行う。

3) 公共三セクマリーナ研究会

公共、三セク、指定管理者マリーナのハーバースターやその候補者を対象として、マリーナの管理運営に関する研究会をオンライン開催も検討しつつ、年1~2回開催する。研究会の内容は、公共、三セクマリーナの担当者からの要望を聴取し、最近の状況を踏まえた経営問題等に関する適切な議題を設定する。

5. 視察研修会の開催

令和3年度のマリーナ・ビーチ視察研修会を秋季に計画する。視察研修地域については、会員の要望を踏まえて適切な地域を選定する。

6. 災害活動支援事業

令和3年度には、小型船を活用した災害活動支援計画の検討を充実させ、災害支援拠点マリーナの制度化を図る。

7. 自主調査研究業務の実施

メガヨットの寄航機運やチャーターボートの要請が高まっていること、屋形船、小型海上バスなど新たな事業の展開やマリーナとビーチの有機的連携への対応が求められていることなど、協会及び会員を取り巻く環境が大きく変化していることを踏まえて、当協会関係業務の知見の集積を図るため、自主事業として調査研究を実施する。

8. 広報関係事業

1) 会報の発行

会報内容の充実を図りつつ、夏季、秋季及び新年に発行し、配布する。

2) ホームページの再編

会員間の情報共有のプラットフォームとしての充実を図るとともに、当協会の活動やマリナー界の状況に関して顧客への情報提供を活性化するため、改訂委員会を立ち上げホームページの再編を図る。

9. マリナー総合賠償責任保険制度

令和3年度も引続き、マリナー総合賠償責任保険制度を継続し、一層の周知と加入促進を図る。

III. 収益事業の推進

1. 受託調査業務の実施

受託調査は例年収入の8割強を占め、協会を支える重要な事業であり、その円滑な実施は、経営基盤の安定化に大きく寄与するとともに、協会が海岸事業やマリナーの活性化をはじめとする海洋性レクリエーション振興に貢献する重要な方策でもある。令和2年度には、近年実績とおおむね同程度の受注額を計画し、業務執行体制の強化とともに会員事業との適切なバランスの下で実施し、一定の利益が確保できるよう努める。

2. 出版事業の実施

「港湾の施設の技術上の基準・同解説」が改訂されたことを踏まえ、令和元年度以降、「プレジャーボート用浮棧橋維持管理技術マニュアル」等協会発行マニュアルの改訂を進めている。同マニュアルのほか、ビーチを取巻く状況が変化中、「ビーチ計画・設計マニュアル」、「マリナー安全管理者養成講習会教本」等の各種協会発刊資料は作成後一定の期間が経過している。これらに鑑み、関係機関の協力も得て資料の改訂を進める。

IV. その他の活動

1. 海洋性レクリエーション関係団体等との連携

(一社)日本マリン事業協会、(一財)日本海洋レジャー安全・振興協会はじめ海洋性レクリエーションの振興に関連する各種団体や海岸関係団体等と連携して、マリナー及びビーチの安全かつ円滑な利用、海洋性レクリエーション振興のための諸活動を行う。具体的には、東京湾大感謝祭、ジャパンボートショー、ビーチ・イベント等の行事への参画を含め、会員の参加を支援する。

2. 国、地方自治体の開催する委員会等への参加

国土交通省、環境省、地方自治体等が開催するマリーナ、海岸環境等に関する委員会等に、要請に応じて参加する。

3. 海外との交流

関係機関の要請に基づき、国際航路会議（PIANC）に出席するなど、必要な活動を行う。その他海外マリーナ施設や関係機関訪問などの国際的活動にも可能な範囲で参画する。